

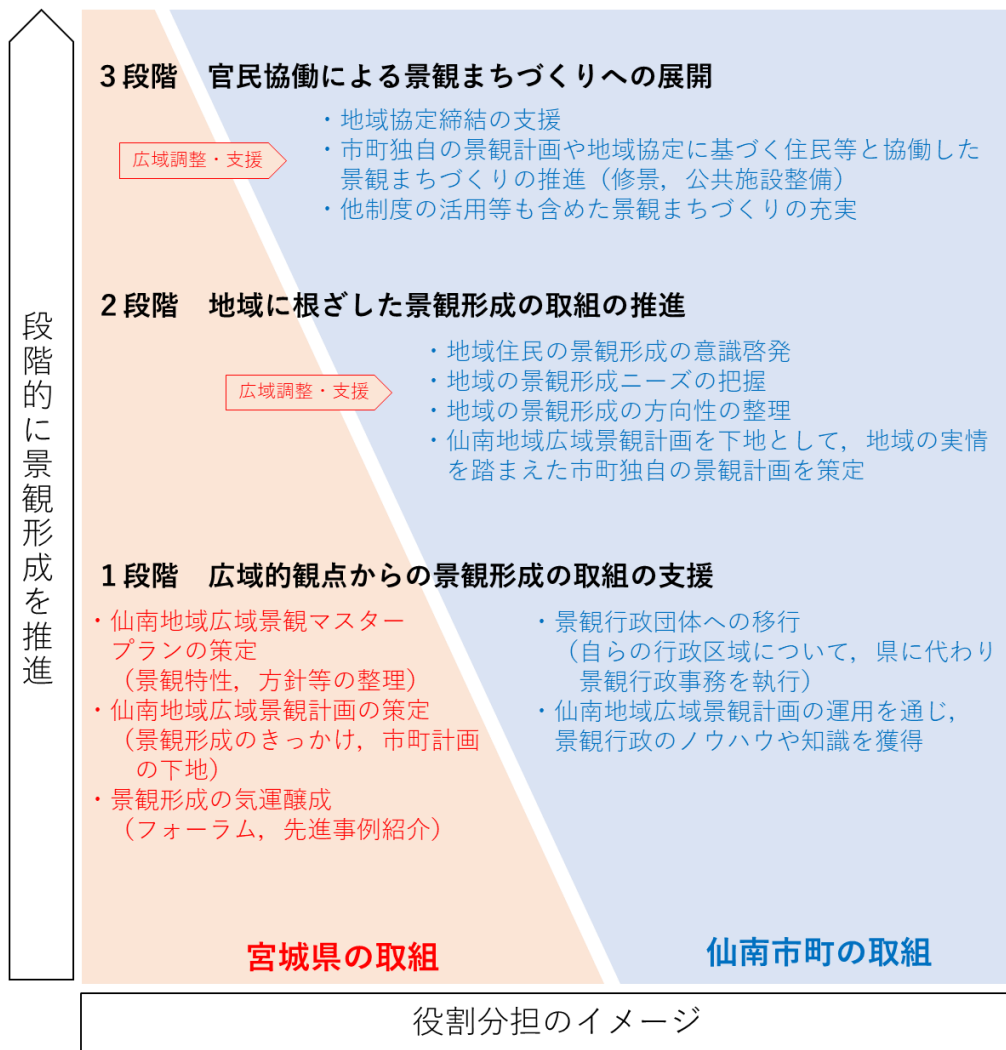
第4章 今後の進め方について

1. 県と市町の役割分担の考え方

景観法では、景観行政の主体として、「良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが望ましい」とされ、本来は市町村が景観行政団体となり、官民が協力・連携した景観形成に取り組むことが望ましいとされています。

一方で、仙南地域のような広域で一体的な景観を有している場合には、広域行政の主体である都道府県が市町村間を調整しつつ、景観形成に連携して取り組むことが求められています。

このため、仙南地域では、県と市町の役割分担の下、県が策定する広域景観計画を広域的な景観形成の取組をきっかけにし、その後、県が継続的に広域調整・支援を図りながら、市町がより充実した魅力ある地域の景観づくりに取り組んでいくといった段階的な景観形成により、良好な景観の形成を図るものとします。



▲段階的な景観形成のイメージ及び県と市町の役割分担

県の役割（広域景観計画）

●広域的な観点からの景観形成の取組のきっかけづくり

“仙南地域らしさ”を象徴する景観重点区域のうち、他法令による有効な取組を行っていない区域を対象に、景観法に基づく「広域景観計画」を策定し、区域の景観特性を活かした景観まちづくりの下地づくりを行う（取組の機会創出）。

●緩やかな基準から景観誘導を開始

取組の第一歩として、現在の景観に影響を及ぼす一定規模以上の行為に対し、景観形成への配慮・協力を求めることから始め、緩やかに景観形成への意識づくりへつなげる。

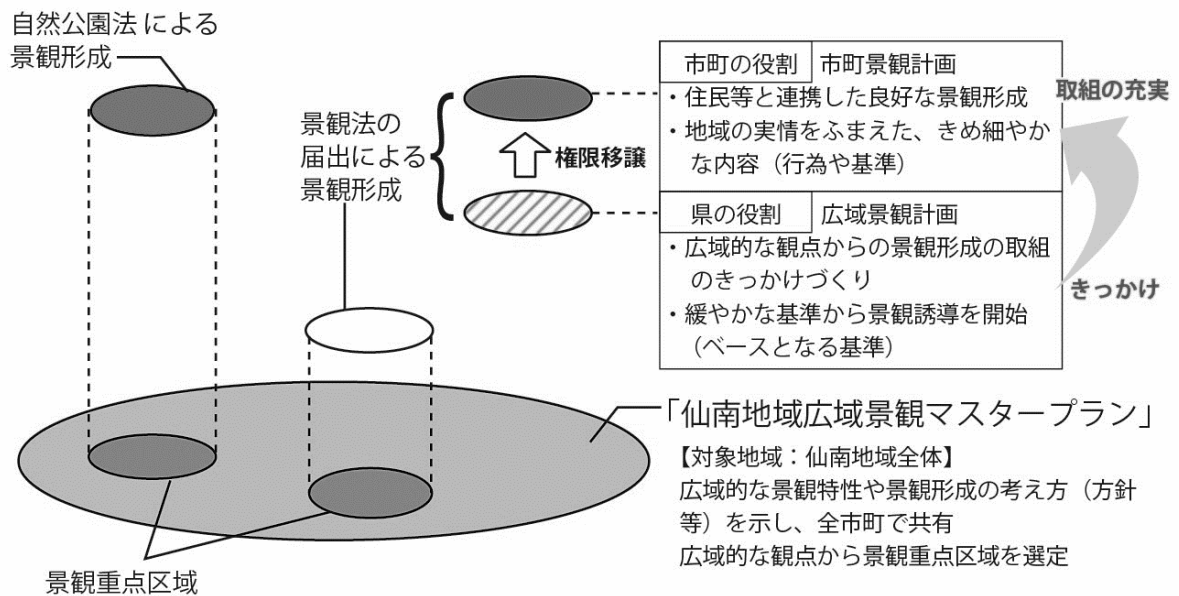
市町の役割（市町景観計画）

●住民等と連携した良好な景観形成

景観行政の主体として景観行政団体となり、地域住民・事業者とともに議論を重ねる。

●地域の実情を踏まえた、きめ細かな行為や基準

「広域景観計画」を下地に、各地区の実情に応じた届出対象規模やきめ細かな景観形成基準を検討し、景観を通じた魅力ある地域のまちづくりへとつなげる。



▲景観重点区域の景観形成のイメージ及び県と市町の役割分担